

定 款

一般社団法人 みんなのケア情報学会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人みんなのケア情報学会(英文名をThe Society of Citizen Informatics for Human Cognitive Disorder)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民情報学に基づき、社会のあらゆる資源を活用して、人間の認知障害と心身のケアに関する認知症情報学及びケア情報学の研究と社会活動を推進し、その普及と啓発をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども、成人、高齢者を対象にした認知障害及び心身のケアに関する研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 市民情報学に基づく人間の認知障害と心身のケアに関する研究・社会活動と教育・研修活動の推進
- (3) AIとメタバースを活用した健康増進、生涯発達、及び地域づくりに関する研究・社会活動と教育・研修活動の推進
- (4) 学術集会、研究会、講習会の開催
- (5) 市民と専門家を対象にしたセミナー・講演会・ワークショップ・交流会の開催
- (6) ケア情報学及び認知症情報学関連技術の普及・実践
- (7) 学会誌、論文誌その他電子出版物の刊行
- (8) 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法という。」）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 市民会員

この法人の目的に賛同して入会した一般市民

(3) 学会会員

この法人の目的に賛同して入会し、学術活動を行う個人

(4) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(5) 名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は市民会員又は学会会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2. 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び市民会員及び学会会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2. 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
3. 名誉会員は、この法人に対し、経費その他一切の金銭の支払いをなす義務を負わない。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総正会員の同意があつたとき。
 - (6) 1年間分以上の会費等を滞納したとき。

(退会)

- 第9条 正会員及び市民会員及び学会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えねばならない。
- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
2. 市民会員又は学会員又は賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
3. 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。
2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個の議決権を有する。

(権限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額に係る定め
 - (6) 正会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は決議することができない。

(種類及び開催)

- 第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
2. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
 3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき
 4. 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可

を得て社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集通知が発せられない場合

(招集)

- 第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときはその日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

- 第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第17条 総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

- 第19条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決し又は議決権の行使を委任することができる。
2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
 3. 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決す

る旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち1名を代表理事とし、1名を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
3. 理事（清算人を含む。以下同じ）について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。
4. 監事は、この法人又はこの法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2. 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告することができること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事及び監事は、第23条第1項で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正社員の半数以上であって総正社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事には、報酬等は支払わないものとする。ただし、講演会等への出席旅費及び日当（あらかじめ社員総会の承認を得て定める「旅費・日当規定」に定めるものに限る。）についてはこの限りでない。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任免除又は限定)

第31条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2. この法人は、法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間に同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(設置)

第32条 この当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合にその請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集請求があったとき又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
3. 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

(決議及び決議の省略)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第42条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第43条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。
3. 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第44条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取り扱い規程による。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

第8章 委員会

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員及び外部有識者のうちから理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、法令の定めるところにより次の書類を備え置き、正会員及び債権者の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 事業報告
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) 監査報告
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項のほか事務所には、法令の定めるところにより次の書面を備

え置きそれぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録
正会員
- (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
正会員及び債権者
- (3) 理事会議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録
裁判所の許可を得た正会員及び債権者
- (4) 会計帳簿
総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(合併等)

第53条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第55条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非配分)

第56条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第11章 公告の方法

(公告)

第57条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動の状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第61条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年7月31日までとする。